災害時通訳ボランティア活動支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、日本語の理解が困難な外国籍市民を災害時に円滑に支援するため、外国籍市民とのコミュニケーション能力を有する災害時通訳ボランティア（以下「ボランティア」という。）活動を支援することを目的とする。

（ボランティアの定義）

第２条　この要綱において、ボランティアとは、外国籍市民の支援に理解と熱意があり、通訳及び翻訳を行うことのできる18歳以上の者をいう。

（登録）

第３条　ボランティア活動をする者は、災害時通訳ボランティア登録申込書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申込書の提出者は、別途、開催する災害時ボランティア研修を受講するものとし、受講修了後、災害時通訳ボランティア登録者台帳（第２号様式）に登録するものとする。

（活動）

第４条　ボランティアの活動は、次のとおりとする。

(1) 地域防災拠点等において、日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民への通訳及び翻訳によるサポート

(2) 市及び自治会等の主催による防災訓練及び研修への参加

(3) その他災害時における外国籍市民へのサポートに関すること

（活動の報酬）

第５条　本制度によるボランティアの活動は、無償とする。

（保険加入）

第６条　登録者が災害現場で救援活動を行う場合は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は、市が負担するものとする。

（補償）

第７条　登録者が救援活動中に被った事故等による補償は、前条のボランティア保険の適用の範囲で行うものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、事業実施に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成20年２月12日から施行する。

附則

この要綱は平成21年４月１日から適用し、平成21年７月９日に施行する。

附則

この要綱は平成29年２月１日から施行する。

附則

この要綱は平成30年１月１日から施行する。

附則

この要綱は令和２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は令和４年４月１日から施行する。

第1号様式

ボランティア

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （フリガナ）　　 |  | （） |  |
|  | 　　　　　　 |  |  |  |  |
| 　　 | 〒　　　－ |
| 　　 |  |  |  |  |
| FAX |  | E-mail |  |
|  | 　　 | レベル | 【レベルの】Ａ　ゆっくりならができるＢ　はなくできるＣ　ねどんなでもなコミュニケーションができる※がのは、のレベルについてもしてください。 |
| ① |  |
| ② |  |
| 　　 |  |
| にするをしていればしてさい。 |
| に立つの・があればにしてさい。 |
| のボランティアに・していればをしてさい。 |
| これまでの・にするをにしてさい。 |

※　いただきましたにしては、ボランティアのにはいたしません。

第２号様式

災害時通訳ボランティア登録者台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　名 | ふりがな | 住　　所 | 生年月日 | 電話番号 | E-mail | 使用可能言語 |
| 1 |  |  | 〒 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |